

令和7年度 三鷹市市民税・都民税申告書の書き方

次の「申告が必要となる方」をご確認いただき、申告が必要となる方は、4ページから6ページまでの申告書の書き方を参考に申告書を記載のうえ、提出をお願いします。

■申告が必要となる方

収入の有無にかかわらず、次の④又は⑤の方は申告する必要があります。

- ④ 令和7年1月1日現在、三鷹市に居住している方
 - ⑤ 同日現在、三鷹市に居住していないが、市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する方
- ただし、次の「申告が必要ない方」のいずれかに当てはまる方を除きます。



■申告が必要ない方

次のいずれかに該当する方は、申告は必要ありません。

- ☐ ①税務署に令和6年分所得税確定申告書を提出している方
- ☐ ②前年の収入が給与のみで、「令和7年度（令和6年分）給与支払報告書」を既に給与支払者が三鷹市に提出している方
- ☐ ③前年の収入が公的年金等のみで、「令和7年度（令和6年分）公的年金等支払報告書」を既に年金支払者が三鷹市に提出している方
- ☐ ④上記①から③までの申告書や報告書により、三鷹市内に居住している人の税法上の扶養親族等として記載されている方で、令和6年の合計所得金額が45万円以下の方（合計所得1,000万円超の配偶者に扶養されている方を除く）

- ※1 上記②や上記③に該当する方でも、所得金額、控除金額などが給与（公的年金等）支払報告書の内容と異なる場合（特に扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除などの適用を受ける場合）は申告書の提出が必要になります。
- ※2 公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方（所得税の還付が生じる方を除く。）に該当するために、所得税確定申告書を提出されない方でも、市民税・都民税の申告が必要となる場合があります。
（例）前年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない所得控除などの適用を受ける場合
（例）前年中の所得に公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合（その所得が20万円以下であっても必要になります。）
- ※3 令和6年度から上場株式等の配当等や源泉徴収口座内の譲渡に係る所得、特定公社債等の利子所得について、所得税と個人住民税（市民税・都民税）で異なる課税方式を選択できなくなりました。確定申告で上記所得を申告した場合、住民税でも所得に算入されます。それにより、**扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定等の各種行政サービスに影響が出ることがあります**ので、ご注意ください。
- ※4 必要事項を入力の上、申告書の印刷ができる住民税試算システムを公開しています。
詳しくは三鷹市HP (https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/104/104504.html) をご覧ください。
- ※5 申告する方の前年の合計所得が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者については、令和7年度のみ特別控除（定額減税）が適用されます。

お問い合わせ先

三鷹市市民部市民税課市民税係
〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号
（電話）0422-29-9194
市ホームページ <https://www.city.mitaka.lg.jp/>

この書き方は、令和7年1月1日現在のもので、
地方税法等の改正が行われた場合、改正後の法律、三鷹市市税条例等が適用されます。

◎ 令和7年度市民税・都民税の税額計算（令和6年度より森林環境税を含みます。）

(1) 市民税、都民税のそれぞれについて、所得割額と均等割額を計算し、それぞれの年税額を算出します。

所得金額(①参照)

−

所得控除額(②参照)

⇒

課税所得金額(千円未満切捨)

×

所得割税率(③参照)

⇒

税額控除前所得割額

−

税額控除額(④参照)

⇒

所得割額

+

均等割額(③参照)

⇒

年税額(百円未満切捨)

(2) 市民税年税額と都民税年税額及び森林環境税額を併せた合計年税額を納付することになります。

⇒

市民税年税額

+

都民税年税額

+

森林環境税額

⇒

合計年税額

非課税基準について

以下の場合、課税されません。

- ◆ 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合。
- ◆ 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下である場合。
- ◆ 前年の合計所得金額が45万円（扶養親族がいる場合は{35万円×（扶養人数+1）+31万円}）以下である場合。〔均等割・森林環境税〕
- ◆ 前年の総所得金額等が45万円（扶養親族がいる場合は{35万円×（扶養人数+1）+42万円}）以下である場合。〔所得割〕
- ※ 1 16歳未満の扶養親族や、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、控除されませんが、非課税判定を行う際の扶養人数に含まれるため、必ず申告してください。なお、前述の同一生計配偶者については令和7年度のみ特別控除（定額減税）が適用されます。
- ※ 2 合計所得金額とは、純損失・雑損失の繰越控除前、分離譲渡所得の特別控除前の金額です。
- ※ 3 総所得金額等とは、純損失・雑損失の繰越控除後、分離譲渡所得の特別控除前の金額です。

① 所得金額

所得金額は、収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。ただし、給与所得や公的年金等に係る雑所得は、下表により計算します。

表1 給与所得金額速算表〔所得金額調整控除の適用がある場合、表1の所得金額から所得金額調整控除額を差し引いた額が所得金額になります。〕

収入金額	所得金額(小数点以下切捨)
1,619,000円未満	収入金額−550,000円(※1)
1,620,000円未満	1,069,000円
1,622,000円未満	1,070,000円
1,624,000円未満	1,072,000円
1,628,000円未満	1,074,000円
1,800,000円未満	計算基準額(※2)×60%+100,000円
3,600,000円未満	計算基準額(※2)×70%−80,000円
6,600,000円未満	計算基準額(※2)×80%−440,000円
8,500,000円未満	収入金額×90%−1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額−1,950,000円

- ※ 1 計算結果が1,000円未満の場合、0(ゼロ)円
- ※ 2 計算基準額の求め方 給与収入金額÷4,000円=商+余り
商×4,000=計算基準額

●備考 所得金額調整控除額の計算方法

- 控除額=控除額A+控除額B
- 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
(1) 対象者は、給与収入金額が850万円を超え、かつ、次のア又はイに該当する方
ア 納税義務者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である場合
イ 23歳未満の扶養親族がいる場合
(2) 控除額A=(給与収入金額{1,000万円超の場合は1,000万円}−850万円)×10%
 - 給与所得と年金所得の両方を有する者に対する所得金額調整控除
(1) 対象者は、給与所得(a)と公的年金等に係る雑所得(b)がある場合で、(a)と(b)の合計額が10万円を超える方
(2) 控除額B=(給与所得金額{10万円超の場合10万円}+公的年金等に係る雑所得金額{10万円超の場合10万円})−10万円

表2 公的年金等に係る雑所得金額速算表

区分 (令和7年1月1日時点)	収入金額	所得金額(小数点以下切捨)		
		納税義務者の前年の公的年金等に係る雑所得以外に係る合計所得金額の区分		
		1,000万円以下のとき	2,000万円以下のとき	2,000万円超のとき
昭和35年 1月1日 以前生 (65歳以上の方)	330万円未満	収入金額−1,100,000円(※)	収入金額−1,000,000円(※)	収入金額−900,000円(※)
	410万円未満	収入金額×0.75−275,000円	収入金額×0.75−175,000円	収入金額×0.75−75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85−685,000円	収入金額×0.85−585,000円	収入金額×0.85−485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95−1,455,000円	収入金額×0.95−1,355,000円	収入金額×0.95−1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額−1,955,000円	収入金額−1,855,000円	収入金額−1,755,000円
昭和35年 1月2日 以後生 (65歳未満の方)	130万円未満	収入金額−600,000円(※)	収入金額−500,000円(※)	収入金額−400,000円(※)
	410万円未満	収入金額×0.75−275,000円	収入金額×0.75−175,000円	収入金額×0.75−75,000円
	770万円未満	収入金額×0.85−685,000円	収入金額×0.85−585,000円	収入金額×0.85−485,000円
	1,000万円未満	収入金額×0.95−1,455,000円	収入金額×0.95−1,355,000円	収入金額×0.95−1,255,000円
	1,000万円以上	収入金額−1,955,000円	収入金額−1,855,000円	収入金額−1,755,000円

※ 計算結果がマイナスの場合、0(ゼロ)円

② 所得控除額

表3-1 所得控除額一覧表(人的控除以外)

種 類	控 除 額
社会保険料控除	年間の支払保険料
小規模企業共済等掛金控除	年間の支払掛金
生命保険料控除	①一般生命保険料
	年間の支払保険料が
	⑥新契約 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等の場合
	12,000円以下のとき、支払保険料の全額 32,000円以下のとき、支払保険料×1/2+6,000円 56,000円以下のとき、支払保険料×1/4+14,000円 56,000円を超えるとき、一律28,000円
	⑥旧契約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等の場合
	15,000円以下のとき、支払保険料の全額 40,000円以下のとき、支払保険料×1/2+7,500円 70,000円以下のとき、支払保険料×1/4+17,500円 70,000円を超えるとき、一律35,000円
	⑥上記⑥⑥両方とも控除額がある場合は、上記⑥・⑥それぞれにより求めた額の合計額(最高28,000円) ただし、旧契約のみで計算した金額の方が上回る場合には⑥による計算額(最高35,000円)
	②介護医療保険料 上記①⑥により求めた額
	③個人年金保険料 上記①により求めた額
	④上記①から③までの控除額が複数ある場合は、上記①、②、③それぞれにより求めた額の合計額(最高70,000円)
地震保険料控除	①地震保険料 年間の支払保険料×1/2(最高25,000円)
	②旧長期損害保険料 平成18年12月31日までに契約したもの
	年間の支払保険料が5,000円以下のとき、支払保険料の全額 15,000円以下のとき、支払保険料×1/2+2,500円 15,000円を超えるとき、一律10,000円
	③支払った保険料が両方ある場合は、上記①、②それぞれにより求めた額の合計額(最高25,000円) ※同一契約はいずれか一方のみ
雑損控除	(損害金額−保険金等補てん額−総所得金額等×10%)又は(災害関連支出額−50,000円)のいずれか多い金額
医療費控除	①通常の医療費控除 ①支払医療費−保険金等補てん額−(100,000円又は総所得金額等×5%のいずれか少ない金額)(最高2,000,000円)
	②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 ②特定一般用医薬品等購入費−保険金等補てん額−12,000円(最高88,000円) ※①と②の併用はできません。

表 3-2 所得控除額一覧表（人的控除）

		種 類		控除額		人的控除差額	
人的控除	寡婦控除			26万円	1万円		
	ひとり親控除	ひとり親が父である場合		30万円	1万円		
		ひとり親が母である場合		30万円	5万円		
	勤労学生控除			26万円	1万円		
	障害者控除	障害者		26万円	1万円		
		特別障害者		30万円	10万円		
		同居特別障害者		53万円	22万円		
	扶養控除	一般扶養親族（昭和30年1月2日以後平成14年1月1日以前生又は平成18年1月2日以後平成21年1月1日以前生）		33万円	5万円		
		特定扶養親族（平成14年1月2日以後平成18年1月1日以前生）		45万円	18万円		
		老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生）		38万円	10万円		
同居老親等扶養親族（老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方）		45万円	13万円				

		種 類		納税義務者の前年の合計所得金額の区分					
				900万円以下のとき		950万円以下のとき		1,000万円以下のとき	
				控除額	人的控除差額	控除額	人的控除差額	控除額	人的控除差額
人的控除	配偶者控除	控除対象配偶者（昭和30年1月2日以後生）		33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
		老人控除対象配偶者（昭和30年1月1日以前生）		38万円	10万円	26万円	6万円	13万円	3万円
	配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額が	48万円超 50万円未満のとき	33万円	5万円	22万円	4万円	11万円	2万円
			50万円以上 55万円未満のとき	33万円	3万円	22万円	2万円	11万円	1万円
			55万円以上 100万円以下のとき	33万円	-	22万円	-	11万円	-
			100万円超 105万円以下のとき	31万円	-	21万円	-	11万円	-
			105万円超 110万円以下のとき	26万円	-	18万円	-	9万円	-
			110万円超 115万円以下のとき	21万円	-	14万円	-	7万円	-
			115万円超 120万円以下のとき	16万円	-	11万円	-	6万円	-
			120万円超 125万円以下のとき	11万円	-	8万円	-	4万円	-
			125万円超 130万円以下のとき	6万円	-	4万円	-	2万円	-
130万円超 133万円以下のとき	3万円	-	2万円	-	1万円	-			

③ 税率

●所得割

種 類				市民税	都民税
総合課税		総所得・山林所得・退職所得		6%	4%
分離課税	短期譲渡	一般		5.4%	3.6%
		軽減		3%	2%
	長期譲渡	一般		3%	2%
		優良住宅地等 (特定)	2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2千万円超の部分	3%	2%

●均等割

種 類	市民税	都民税
税率	3,000円	1,000円

種 類			市民税	都民税
分離課税	長期譲渡 居住用財産（軽減）	6千円以下の部分	2.4%	1.6%
		6千円超の部分	3%	2%
	一般株式等の譲渡		3%	2%
	上場株式等の譲渡		3%	2%
	上場株式等の配当等		3%	2%
	先物取引		3%	2%

●森林環境税

種 類	
税率	1,000円

④ 税額控除（他に外国税額控除もあります。）

●調整控除（前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。）

市民税	合計課税所得金額が200万円以下の場合、AとBのいずれか少ない額×3%
	合計課税所得金額が200万円超の場合、{A-(B-200万円)}×3%（1,500円未満の場合は、1,500円）
都民税	合計課税所得金額が200万円以下の場合、AとBのいずれか少ない額×2%
	合計課税所得金額が200万円超の場合、{A-(B-200万円)}×2%（1,000円未満の場合は、1,000円）

A：あなたが適用を受ける人的控除に対応する人的控除差額の合計額（表3-2参照）

B：「市民税・都民税」の合計課税所得金額

●配当控除

	利益の配当等	証券投資信託	
		外貨建等以外	外貨建等
市民税	1.6%（0.8%）	0.8%（0.4%）	0.4%（0.2%）
都民税	1.2%（0.6%）	0.6%（0.3%）	0.3%（0.15%）

（ ）内は課税所得金額が1,000万円超の部分

●住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和6年までに入居された方で、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除可能額（住宅ローン控除可能額）がある場合、次の③と④のいずれか少ない金額を控除します（控除割合は、市民税3/5、都民税2/5です）。

③所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額

④所得税の課税総所得金額等の額の5%（限度額97,500円）。ただし、入居年が平成26年から令和3年までで特定取得又は特別特定取得に該当する場合、又は入居年が令和4年までで（特例）特別特例取得に該当する場合、「所得税の課税総所得金額等の7%（限度額136,500円）」。

●配当割額・株式等譲渡所得割額控除

配当割又は株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合は、徴収済みの配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から控除されます。控除することができなかった金額は均等割額及び森林環境税額に充当・委託納付又は還付します。

●寄附金税額控除

控除対象寄附金は、次の①から④までです。

- ①都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金
- ②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）に対する寄附金
- ③三鷹市の条例で指定された団体に対する寄附金
- ④東京都の条例で指定された団体に対する寄附金

	控除額 [= 基本控除額 + 特例控除額]
市民税	基本控除額 = (①②③)の計*1 - 2,000円 × 6% 特例控除額*2 = (④の合計 - 2,000円) × (90% - 限界税率*3 0 ~ 45% × 1.021) × 3/5
都民税	基本控除額 = (①②④)の計*1 - 2,000円 × 4% 特例控除額*2 = (③の合計 - 2,000円) × (90% - 限界税率*3 0 ~ 45% × 1.021) × 2/5

- ※1 対象寄附金の合計額は、総所得金額等の30%が限度になります。
- ※2 特例控除額は、所得割額の20%が限度になります。
- ※3 限界税率とは、寄附者に適用される所得税の最高税率を指します。
- ※4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けた場合は、申告特例控除額が加算されます。

申告書の書き方

表面

令和7年度 市民税・都民税 申告書 (修正)

(あて先) 三鷹市市民 野崎〇丁目〇番〇号 三鷹00マンション101号

住所 (上記と異なる場合は記入してください) 武蔵野市〇〇〇丁目〇番〇〇号

氏名 三鷹太郎

生年月日 〇〇年〇月〇日

職業 〇〇

収入・所得に関する事項

1 収入・所得の区分

区分	収入金額 (円)	所得金額 (円)
給与等	500,000	500,000
農業		
不動産		
利子		
配当		
雑所得		
合計	500,000	500,000

2 非課税所得のみ又は収入がなかった方の記入欄

3 所得控除 (5ページ参照)

4 社会保険料 (5ページ参照)

5 所得控除 (5ページ参照)

6 所得控除 (5ページ参照)

7 所得控除 (5ページ参照)

8 所得控除 (5ページ参照)

9 所得控除 (5ページ参照)

10 所得控除 (5ページ参照)

11 所得控除 (5ページ参照)

12 所得控除 (5ページ参照)

13 所得控除 (5ページ参照)

14 所得控除 (5ページ参照)

15 所得控除 (5ページ参照)

16 所得控除 (5ページ参照)

17 所得控除 (5ページ参照)

18 所得控除 (5ページ参照)

19 所得控除 (5ページ参照)

20 所得控除 (5ページ参照)

21 所得控除 (5ページ参照)

22 所得控除 (5ページ参照)

23 所得控除 (5ページ参照)

24 所得控除 (5ページ参照)

25 所得控除 (5ページ参照)

26 所得控除 (5ページ参照)

27 所得控除 (5ページ参照)

28 所得控除 (5ページ参照)

29 所得控除 (5ページ参照)

30 所得控除 (5ページ参照)

31 所得控除 (5ページ参照)

32 所得控除 (5ページ参照)

33 所得控除 (5ページ参照)

34 所得控除 (5ページ参照)

35 所得控除 (5ページ参照)

36 所得控除 (5ページ参照)

37 所得控除 (5ページ参照)

38 所得控除 (5ページ参照)

39 所得控除 (5ページ参照)

40 所得控除 (5ページ参照)

41 所得控除 (5ページ参照)

42 所得控除 (5ページ参照)

43 所得控除 (5ページ参照)

44 所得控除 (5ページ参照)

45 所得控除 (5ページ参照)

46 所得控除 (5ページ参照)

47 所得控除 (5ページ参照)

48 所得控除 (5ページ参照)

49 所得控除 (5ページ参照)

50 所得控除 (5ページ参照)

51 所得控除 (5ページ参照)

52 所得控除 (5ページ参照)

53 所得控除 (5ページ参照)

54 所得控除 (5ページ参照)

55 所得控除 (5ページ参照)

56 所得控除 (5ページ参照)

57 所得控除 (5ページ参照)

58 所得控除 (5ページ参照)

59 所得控除 (5ページ参照)

60 所得控除 (5ページ参照)

61 所得控除 (5ページ参照)

62 所得控除 (5ページ参照)

63 所得控除 (5ページ参照)

64 所得控除 (5ページ参照)

65 所得控除 (5ページ参照)

66 所得控除 (5ページ参照)

67 所得控除 (5ページ参照)

68 所得控除 (5ページ参照)

69 所得控除 (5ページ参照)

70 所得控除 (5ページ参照)

71 所得控除 (5ページ参照)

72 所得控除 (5ページ参照)

73 所得控除 (5ページ参照)

74 所得控除 (5ページ参照)

75 所得控除 (5ページ参照)

76 所得控除 (5ページ参照)

77 所得控除 (5ページ参照)

78 所得控除 (5ページ参照)

79 所得控除 (5ページ参照)

80 所得控除 (5ページ参照)

81 所得控除 (5ページ参照)

82 所得控除 (5ページ参照)

83 所得控除 (5ページ参照)

84 所得控除 (5ページ参照)

85 所得控除 (5ページ参照)

86 所得控除 (5ページ参照)

87 所得控除 (5ページ参照)

88 所得控除 (5ページ参照)

89 所得控除 (5ページ参照)

90 所得控除 (5ページ参照)

91 所得控除 (5ページ参照)

92 所得控除 (5ページ参照)

93 所得控除 (5ページ参照)

94 所得控除 (5ページ参照)

95 所得控除 (5ページ参照)

96 所得控除 (5ページ参照)

97 所得控除 (5ページ参照)

98 所得控除 (5ページ参照)

99 所得控除 (5ページ参照)

100 所得控除 (5ページ参照)

A. 5ページ・6ページの記入方法をご確認のうえ、次の手順で申告書をお書きください。

手順1▶住所、氏名などを1欄に記入します。
※ 代理で申告手続きをする場合、代理人の氏名などを2欄に記入します。

手順2▶令和6年中の収入状況について、
①遺族年金、障害年金、失業給付金などの非課税所得のみ又は収入がなかった場合、7欄に記入します。
②収入があった場合、次の欄に記入します。
※ 総合課税に係る所得は3欄に記入します。
☞所得税の源泉徴収をしていない事業所に勤務していたために給与所得の源泉徴収票がない場合は、その内訳を裏面A欄にも記入します。
☞総合課税・一時所得、公的年金以外の雑所得がある場合、その内訳を裏面E欄にも記入します。
※ 分離課税に係る所得は裏面F欄に記入します。

手順3▶所得控除 (同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。)の適用を受ける場合、4欄及び5欄を記入します。
※ 別居 (国外を含みます。)の扶養親族がいる場合、住所などを裏面F欄に記入します。
(注) 16歳未満の扶養親族や、あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、控除されませんが、非課税判定を行う際の扶養人数や、課税・非課税証明書の扶養人数に含まれるため、記入します。
○なお、令和7年度のみ、前述の同一生計配偶者は特別控除 (定額減税) が適用になります。

手順4▶税額控除の適用を受ける場合、6欄に記入します。

B. 令和7年1月1日に三鷹市に居住していない方で、市内に家屋敷・事業所・事務所等がある場合の申告

①上記Aの手順1に沿って記入してください。
②裏面G欄に記入します。

裏面

A 給与所得の内訳 (源泉徴収票を提出している場合は、その内訳を記入してください)

B 事業収入 (営業等)

C 不動産収入 (賃貸等)

D 事業費

E 公的年金等以外の雑所得・雑所得・一時所得・分離課税等があった方

F 扶養親族等に関する事項

G 所得金額調整控除に関する事項 (表裏G欄に記入した親族以外の16歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族)

H 所得金額調整控除に関する事項 (表裏H欄に記入した親族以外の16歳未満の扶養親族又は特別障害者である扶養親族)